

に捨てることもあって、このシステムはうまく稼働し森林は保護されているとのことである。多くの住民にとってこの補助金とは、森にいて木を切らないための「心づけ」とでも位置づけられるのであろうか。

コミューン PC で植林や森林保護を担当しているのは農林業セクションである。普及員もこのセクションに属している。セクションの主な活動は、住民に対する啓蒙、情報伝達、訓練のアレンジや実施である。職員や普及員は、郡の普及ステーションで年 1 度（1～2 週間）訓練を受けている。

（3）Da Bac 郡、Yen Hoa コミューン

一人あたりの年平均収入は 180 万ドン、主な収入源はメイズ、米、豆類、家畜、果樹の販売である。コミューンの総面積は 2,600 ha、そのうち約 2,000 ha が林地である。林地には 1,500 ha の保護森林と、35 ha の植林が含まれており、残りは荒廃地である。林地のうち 600 ha は 1996 年に農民に分与されている。また、コミューンには 23 ha の水田があり、2 期作が可能とのことである。コミューン内の家畜数は、概算で牛 400 頭、バッファロー 300 頭、豚 1700 頭、鶏は一世帯あたり平均 15 羽を保有している。民族構成は Tay 族 66%、Kinh 族 30%となっている。

森林の保護活動は、ほかのコミューンと同様、村人 5～6 名のグループがパトロールをしている。森林保護委員会より世帯に支払われる ha あたり 5 万ドンの補助金のうち、30% はパトロール費用にあてられ、残りの 70% が各世帯の取り分となる。

4-5-2 世帯の状況

インタビューした世帯では、1 世帯あたり 4 名～8 名の家族が暮らしている。すべての世帯で就学年齢の子供は学校にいつている。分与はコミューンによって異なっているが、Da Bac 郡では未利用地に分類されている森林も分与されている。主な収入源は、農業と家畜の販売によることが多い。個々の世帯の概要を以下に示す。



写真 4-9
省内の景観—棚田と伝統的家屋
（観光名所となっている）

(1) Cao Phong 郡、Thung Nai コミューン、Nai 村

① Trong さん (47)

同居家族：妻 (46)、子供 6 名 (24、22、20、16、12、10)

土地利用と分与：

	面積	利用	分与
居住地	400 m ²	裏庭で野菜栽培	○
農地	8,000 m ²	メイズ、サトウキビ	○
森林	3 ha	竹の植林	x

所有家畜数：

	頭数
バッファロー	2
豚	4

収入源と年間収入（現金換算値、ドン）：

村長	96 万
森林保護パトロール	120 万
サトウキビ（すべて販売）、メイズ（50%販売）	400 万
家畜販売	200 万
（合計）	816 万

Trong さんは Nai 村の村長である。1998 年に住民の選挙によって選ばれ、5 年間の任期がある。また、1999 年からは森林保護パトロールの要員でもあり、週 2 回程度地域内森林の見回りをしている。一家の収入源は、これら職務からの所得と、栽培しているメイズ、サトウキビの販売、家畜の販売で、合計すると年間約 800 万ドンの収入となる。

森林保護に関して、村長としては、これまでのところ住民はルールを守っており、村の保護システムはうまく機能していると考えている。重要なことは、住民にきちんと情報を伝えること、活動に参加してもらうこと、問題が発生したらそれが発見者から伝わるようシステムをつくっておくことだという。

村の生活水準を上げるためには、サトウキビを集約栽培することで、そのため肥料や農薬購入のためのクレジットが必要と考えている。果樹はどうかという質問に対しては、世帯によってはライチ、マンゴ、シャカトウを裏庭栽培しており、それが生活向上のためにはよいだろう、ということであった。

②Thiet さん(35)

同居家族：妻（31）、子供2名（12、3）

土地利用と分与：

	面積	利用	分与
居住地	700 m ²		○
農地	4,000 m ²	サトウキビ	○
森林	1 ha	竹の植林	X

所有家畜数：

	頭数
牛	4
豚	3
鶏	10

収入源と年間収入（現金換算値、ドン）：

サトウキビ販売	600 万
家畜販売	100 万
森林保護パトロール	300 万

Thiet さん一家は 1993 年頃まで焼畑をやっていたが、農地を分与されて以来やっていない。農地ではサトウキビを栽培し、それを売って自給用の米を購入している。一家に必要な分はこれでまかなえるという。焼畑から定着農業に移って生活水準は向上したこともあり、政府の森林保護政策には賛成である。ただし、現在の厳しい取り締まりを緩めて、ある程度薪炭財や林産物が自由に採れるようにしてほしいとも考えている。

Thiet さんは森林保護パトロール要員で、選ばれてから今年で 4 年目になる。主な仕事は週 2 回程度の見回りと火災予防のためのフェンスづくりである。これによって毎月 25 万ドン、年間では 300 万ドンの収入を得ている。見回りの計画はパトロール要員の間で行っている。昨年は 2 回、違法伐採の現場を見つけ、違反者を捕まるとともに PC に報告したとのことである。

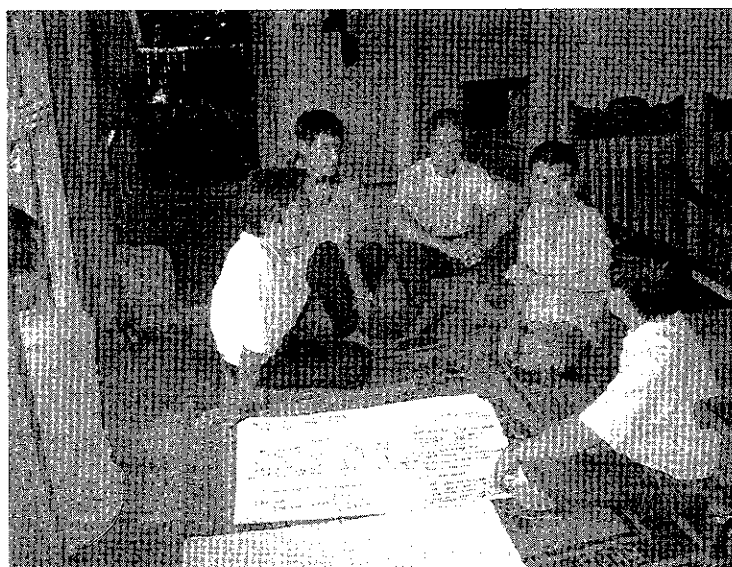


写真 4-10
Thiet さん家でのインタビュー調査

③Ngang さん (43)

同居家族：妻 (45)、子供 5 名 (18、17、14、12、10)

土地利用と分与：

	面積	利用	分与
農地	7,000 m ² (含、居住地)	メイズ、サトウキビ、キャッサバ	○
森林	2.5 ha	竹の植林	X

所有家畜数：

	頭数
牛	2
バッファロー	1
豚	2
鶏	不明

収入源と年間収入 (現金換算値、ドン)：

サトウキビ販売	400 万
メイズ販売	200 万
キャッサバ販売	100 万
船着場からの荷役 (妻、娘二人)	30 万
(合計)	730 万

Ngang さんは栽培しているメイズなどを売って、一家に必要な食糧 (米、野菜) を購入している。食糧をすべてまかなう程度の収穫量はあるが、貯蓄ができるほどではないという。過去、天候不順や病気などの理由で収穫を十分に上げることができなかった時には、森に入って食糧を探したという。

現在の森林保護政策は知っている。ただ、理由は不明だが補助金は受け取っていないとのことである。今のシステムで森林は保護されると考えている。



写真 4-11 Ngang さん家

747 プログラムによって道路ができて以来、雇用される機会 (船着場からの荷役作業) も出てきたので、生活水準は向上しているという。さらに生活水準をあげるためには、サトウキビ生産を増大させるためのクレジットや、ライチなどの果樹で質のよい苗木を確保する必要があると考えている。

④Dau さん (74)

同居家族：妻 (73)、子供 (26) とその妻、孫 (2)

土地利用と分与：

	面積	利用	分与
農地	2,000 m ²	メイズ	○

収入源と年間収入 (現金換算値、ドン)：

竹バスケットづくり	5万ドン
道路工事人夫 (子供夫婦)	50万ドン

Dau さん夫妻には子供が 9 人いるが、現在は末の子供一家と暮らしている。かつて、1985 年から南に移り住んだことがあるが、結局うまくいかず 1997 年にこの地に戻ったという。現在の農地 2,000 m² は 1999 年に分与された土地でレッド・ブックも発行されているが、引き換え手数料の 3 万ドンが支払えず未だ手にできていない。この農地でメイズを栽培し、一部を米と交換している。現金収入源としては、Dau さんがつくる手工芸 (竹製バスケットなど) のほか、子供夫妻が 747 プログラムの下で行われている道路建設の人夫として働いている。現金はほとんどすべて米の購入に使っている。食糧が不足することがあるが、お金を借りるあてもないので、コミュニオンから食糧を分けてもらうこともある。家の周りに竹を植えたので、将来はそれを売って現金にしたいと考えている。

現在の政府の森林保護政策については、賛成である。自分の係わり方としては、誰かが不法に木を伐採しているのを見かけたら当局に通報することである。もし森林が分与されても、自分としてはそれを保護するだけだと思う。

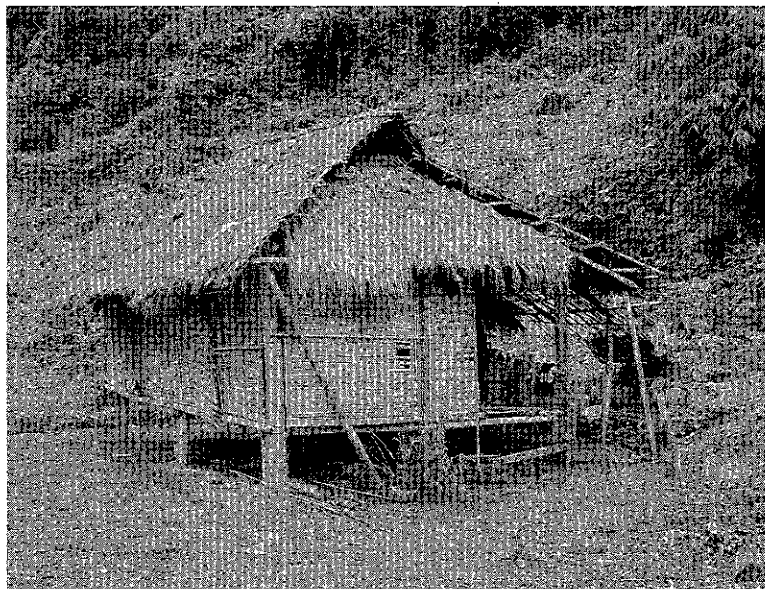


写真 4-12
Dau さん家の外観

(2) Da Bac 郡、Hien Luong コミューン、NGU 村

①Lanh さん(34)

同居家族は、妻(29)と子供 2 人 (10、8 ヶ月) である。土地利用と分与については以下のようになっている。

	面積	利用	分与
農地	2,400 m ²	メイズ、サトウキビ	○
森林	4.3 ha	竹の植林?(2 ha)	○

ここで「森林」となっている土地は、土地利用区分上は「未利用地」とされている土地である。この未利用地には本来分与できないはずの荒廃地も含まれているが、それが分与されていることを示している。省森林開発課の話では、Da Bac 郡だけがすでに荒廃地を分与してしまったとのことで、現在はその権利を他に譲ることを禁じているという。なお、ここでは 2 ha の竹の植林が行われているが、これは 747 プログラムの支援によるものである。

Lanh さんの主な収入源は、栽培したメイズ、サトウキビのほか、自ら経営する雑貨店からの利益である。村の市場で購入した米をその店で販売したり、あるいは 1kg あたり 2kg のメイズと交換して村や郡の市場で販売している。こうした活動によって年間約 1,000 万ドン貯蓄が可能だという。

Lanh さんの森林に対するニーズは、竹の植林を増やし竹や竹の子販売による現金収入を上げること、果樹ではもっとカキの木を植えることである。竹の子は、昨年キロ当たり 3,500 ドン (茹でたもの) で売れたものが今年は 2,000 ドンに下がっている。それでもやはり、よい収入源になっているという。



写真 4-13

Lanh さん家—雑貨店 (奥に販売用の米が見える)

②Thuong さん(56)

同居家族：妻（56）、子供（28）とその妻（26）、孫（4、2）、父(86)

土地利用と分与：

	面積	利用	分与
農地	5,000 m ²	メイズ、サトウキビ	○
森林	1.2 ha	竹の植林	○

所有家畜数：

	頭数
牛	9
バッファロー	1
豚	10

Thuong さんの収入はメイズ、サトウキビ、家畜の販売によるもので、年間の合計は 1,600 万～1,700 万ドンになるという。

Thuong さんは過去、焼畑耕作を行っていたが、1991 年政府によって分与された土地で定着農業に転じた。定着農業の 1 年目、2 年目はうまくいかずに森林でラタン、竹、NTFP などを採ってきて生計を立てていたが、それ以降は落ち着いたという。森林に対するニーズは、森林の使い方、それによる収入向上について知識を得られるような訓練が欲しいということであった。

(3) Da Bac 郡、Yen Hoa コミューン、Hat 村

①Hoa さん (52)

同居家族：妻（50）、子供 3 名（24、18、11）

土地利用と分与：

	面積	利用	分与
居住地	500 m ²	メイズ、大豆、キャッサバ	○
農地	2,100 m ²	米（灌漑で 2 期作）	○
森林	9 ha	竹の植林（900 本）、その他は未利用	○

所有家畜数：

	頭数
バッファロー	2
豚	4

収入源と年間収入（現金換算値、ドン）：

小学校教師（妻）	1450 万
メイズ、大豆、キャッサバ	150 万
竹の子販売	50 万
家畜販売（牛、豚）	520 万
合計	2,170 万

Hoa さんは昨年、農民組合のリーダーをやっていたので 420 万ドルの収入があったが、今年はやっていない。妻が小学校の教師ということで年間収入が 1,450 万ドルあり、世帯収入の 7 割近くを稼いでいる。また、少ないながらも、竹の子がすでに収入源の一つとなっている。米は 2 期作栽培しており年合計で 1.5 トン（単収では ha あたり 4 トン）の収穫があるが、すべて自家消費している。

Hoa さんの意見では、ha あたり 5 万ドルの補助金のうち、30%をパトロール・グループに支払うのは問題ないと考えている。もし補助金が支払われなくなったら、保護すべき森林に入って伐採をする人間が出てくると思う。森林に関するニーズとしては、自らは竹をもっと植えていきたいこと、政府に対しては地域住民にとって適切で価値がある樹種は何かを研究して欲しいことである。

Hoa さん一家は 1995 年まで焼畑耕作で、毎年 1 ha 程度の土地で自給用の米を作っていた。今は年も取ったし、禁止されているのでやりたくはないという。昨年係わっていた農民組織の仕事は、政策や規則を住民に伝達すること、植林や森林保護活動などコミュニティー活動に住民が参加するよう促すこととのことであった。

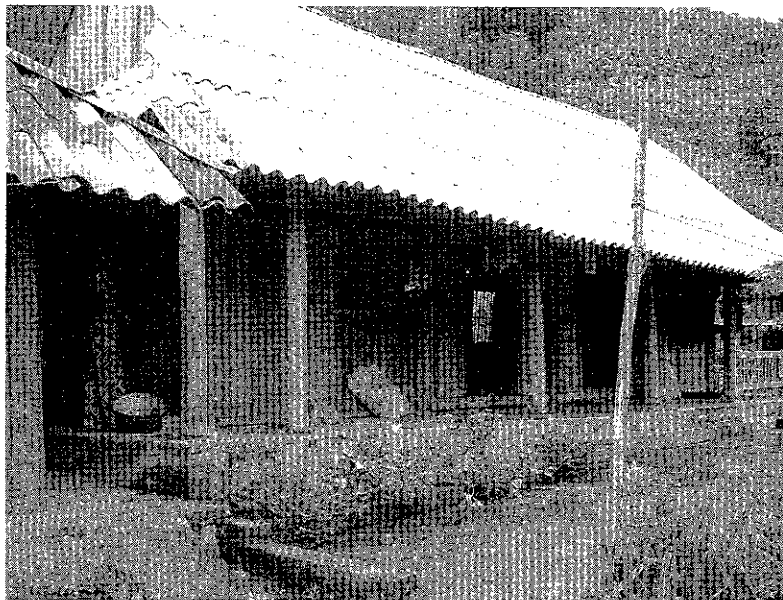


写真 4-14 Hoa さん家の外観

②Quyet さん(37)

Quyet さんはコミューン PC の副議長で、年間収入も 500 万ドルある。その他、父親の年金 200 万ドル、果樹と家畜販売による収入を合わせると年間 1,100 万ドルとなり、コミューン内では裕福な層に属するといえる。もしお金が余れば、家の改善や家財道具の購入に使いたいとのことであった。

同居家族：妻（35）、子供3名（14、12、10）、父(61)

土地利用と分与：

	面積	利用	分与
農地	400 m ²	メイズ、キャッサバ、果樹 (居住地、裏庭を含む)	○
森林	10 ha	未利用	○

所有家畜数：

	頭数
牛	9
豚	2

収入源と年間収入（現金換算値、ドン）：

給与（コミュニオンPCの副議長）	500万
年金（父親）	200万
果樹販売（シャカトウ、カキ、バナナ、パパイヤ）	300万
家畜販売（牛、豚）	100万
合計	1,100万

森林に関するニーズとしては、ラタンなど有用樹種を栽培するための技術とクレジットが欲しいということであった。



写真4-15 Quyetさん家の外観

第5章 自然資源管理分野における他ドナー・NGOの活動

ヴェトナム北部では主に CARE、Swiss Agency For Development And Cooperation (SDC)、GTZ、FAO が森林保全などの自然資源管理に関連したプロジェクトを実施している。これら機関によるプロジェクトの概要は以下のとおりである。

5-1 CARE

CARE はスタッフ数70名、そのうち5名が外国人スタッフである。北西部 Son La 省 Phu Yen 県では、DANIDA より資金援助を受け、Farmer's Action For Resource Management (FARM) プロジェクトを実施している。本プロジェクトの目的は、世帯が持続的に生計を維持し、その結果として環境破壊を減少させることにある。具体的には以下の3つを目標としている。

- ① コミュニティーの自然資源保全・管理能力を高めること
- ② 各世帯が、傾斜地において食料確保と土壌保全を図りつつ、持続的な営農システムを活用できるようにすること
- ③ 地域の組織が、コミュニティ開発を計画し、主体性を維持できるよう能力を高めること

本プロジェクトは1994年6月に開始され、完了は2003年12月の予定である。直接受益者は28,000名である。現地のカウンターパートである県人民委員会、女性連合、農民連合などを対象に、主に以下の支援を行っている。

- ・森林、アグロフォレストリー、灌漑整備、農業、クレジット
- ・プロジェクト運営、計画、モニタリング・評価、コミュニティ開発に関する支援

コミュニケーションレベルの活動として、地域住民をスタッフとして雇用し、村落開発委員会を設立させる。その上で村のニーズ、優先課題を把握し、村落開発計画を策定している。2000年にはプロジェクト活動が見直され、プロジェクト全体のスタッフ数を削減するとともに、CARE スタッフ数の削減と現地雇用の促進によってローカル化を進め、地域の主な組織の自立を促す方向へと方針を変更した。

上記以外、CARE は森林保全または生計向上分野で以下のプロジェクトを実施している。なお、CARE は FSSP のメンバーである。

省名(地域)	プロジェクト名	実施期間
Son La 省(北西部)	山岳・遠隔地での貧困削減プロジェクト	2000年10月～2002年8月
Thanh Hoa 省(北中部沿岸)	Ngoc Lac 自然資源保全・管理プロジェクト	1999年1月～1999年8月(4年間の延長予定)
Binh Phuoc, Dong Nai, Lam Dong 省(南東部)	Cat Tien 国立公園保全プロジェクト	1998年6月～2000年5月
Kien Giang 省(南部)	自然保護・地域開発プロジェクト	1998年7月～2003年6月

5-2 SDC

SDC は、ヴェトナム北部に社会林業を普及させるため、大学など7つの現地パートナー¹に対する訓練、調査、普及活動支援など組織的な能力向上を実施している。活動はスイスの NGO である HELVETAS に対する資金援助を通じて行われている。その一つである Social Forestry Support Project (SFSP) は対象地域における貧困撲滅と持続的な森林管理の 2 つを大きな目標としている。SFSP の対象地域は Dak Lak 省、Thua Thien Hue 省、ホア・ビン省で、SDC のベトナムにおける自然資源管理分野のプロジェクトの中では最も大きな規模である。

フェーズ 2 の実施期間は 1997 年の 9 月から 2001 年の 12 月 31 日までで、2003 年 1 月からはフェーズ 3 が開始される予定である。現在はフェーズ 3 の準備期間として、プロジェクトが継続されている。

フェーズ 2 の主な活動内容は以下の 5 つである。

- ①参加型カリキュラムの開発 (PCD) - 生徒の意見を取り入れた教授法の開発
- ②調査 - 土着民族の土地利用、参加型森林配分、コミュニティー林業、林産物などについての調査
- ③人材開発 - 各現地パートナーのジェンダー配慮目標に合わせた人材開発
- ④普及 - 現地パートナーとの参加型農村調査 (PRA)、普及活動のためのワークショップ、参加型による技術開発
- ⑤情報交換 - 本プロジェクトによってつくられた社会林業情報資源システムを利用し、インターネットによって現地パートナー間で情報やレポートの交換などを行う。現地パートナーはそれぞれホームページを開設するほか、現地パートナー全体でニュースレターを発行する。

2002 年 1 月に作成された報告書では、フェーズ 2 の終了時点である 2001 年末までの達成目標として、以下が掲げられている。

¹ 現地パートナーの名称は次のとおり - National Institute for Soils and Fertilizers, Faculty of Forestry in Thu Duc University, Faculty of Forestry in Tay Nguyen University, Faculty of Forestry in Hue University, Faculty of Forestry in Thai Nguyen University, Extension Center DARD in Hoa Binh Province, Social Forestry Training Center in Forestry University of Vietnam

(1) 現地パートナーの能力向上

- ①社会林業に関連する基本的な調査能力を修得する。
- ②ホア・ビン省にある農林業普及センター(AFEC) やその他 2 つの普及センターが、普及活動改善計画を策定、実施、モニタリング、評価する能力を習得する。
- ③ホア・ビン省の AFEC が普及に関する研修支援システムを修得する。
- ④組織管理能力を修得する。
- ⑤社会林業に関するプロジェクトの状況と結果を文章化し、情報管理とコミュニケーションの基本的能力を修得する。

(2) 訓練コースの企画、教授能力

- ①プロジェクト対象地域の大学が社会林業に関連したコースを企画、教育する能力を修得する。
- ②現地パートナーによって示された現状や現場での経験に沿った情報に基づいて社会林業コースや訓練のカリキュラムが企画され、かつそれらが適宜更新される。

(3) 学生の能力向上

- ①社会林業に関する学習を終了させた学生がヴェトナムの森林管理に関連した多様なニーズや状況に対応する方法を良く理解している。
- ②大学院生が社会林業のさまざまな分野に有用な知識、専門的な技術、適切な態度を修得する。

(4) ジェンダー配慮

- ①現地パートナーが、組織内のジェンダーに考慮した人材育成プログラムを企画する能力を修得する。
- ②現地パートナーの主な活動にジェンダーへの配慮が明確に組み込まれている。

(5) 情報共有

- ①農民、普及員、地域のリーダーが知識の創出、適応、伝達のための技術や手法に関する情報を利用出来る。
- ②社会林業訓練ネットワーク (SFTN) が社会林業の訓練に関する情報の共有や組織の形成を促進する。
- ③社会林業情報資源システム (SFIRS) が設立され、社会林業についての調査やニーズに応えた情報の提供を行い、地域の団体とともにヴェトナムの組織間の情報交換を促す。そしてプロジェクトに関連した対話のきっかけをつくる。

(6) 自立したネットワークシステムの構築

- ①SFTN が現地パートナーのみによって管理運営される。
- ②SFIRS が分権化され、現地パートナーのみによって管理運営される。

SDC の評価報告書によれば、現地パートナーが達成した主な成果とそれによる効果として以下の2点が挙げられている。

- ①参加型カリキュラム開発手法、受講者中心の教授手法、参加型技術開発手法が現地パートナー間で交互に活用されている
- ②外部団体から社会林業に関する技術的な支援要請を受けるようになった

その一方で、現地パートナーそれぞれの目標達成度には大きな開きがあり、以下がその要因であるとしている。

- ①現地パートナーが組織内において SFSP の概念を受け入れるのに協力的な環境が整っていたか否か
- ②現地パートナーがプロジェクト活動を単にスタッフの訓練とみなしていたか、それとも、より包括的に、例えば政策にも関わる可能性がある活動と捉えていたか
- ③現地パートナーがプロジェクトの柱である訓練、普及、調査の3要素をそれぞれ別の要素として考えていたか、関連付けて考えていたか
- ④現地パートナーの組織内に強力なリーダーシップがあったか否か

さらに、フェーズ2で得た教訓とプロジェクトの今後の課題は以下のとおりとしている。

- ①参加型のアプローチはベトナムにとって新しい概念であるため理解されるまでに時間を要した。
- ②社会林業に詳しく、ファシリテーション能力に優れ、ベトナム文化に精通したコンサルタントを見つけることが困難であった。
- ③現地パートナーが今後 SDC の資金援助なしにどう活動を継続・発展させていくかについて議論が行われなかった。
- ④現地パートナーはそれぞれの大きな組織の中の一部にすぎないため、必ずしも SFSP のために十分な時間を費やすことができなかった。
- ⑤訓練アプローチが理論的すぎて現実的でない部分があり、それらを現場の状況に合った内容に変更する必要があった。

SFSP の TA (技術アドバイザー) である HELVETAS の Christina Giesch 氏は、プロジェクトの実施中に直面した問題点として、(1) 郡の中には森林保全に関心を示さず、その結果、例えば林地を分与した後2年以内に植林をしなければその土地の権利は剥奪される、といった森林法令が遵守されていない、(2) 土地の傾斜度によって土地利用上の分類を決めることになっているが、林地と分類されても農民は自らの意向によってそれを変えてしまう、(3) 苗木や肥料などを政府が費用負担して苗畑づくりをしているが、苗木の質が悪く良い森林に結びつかない、(4) 普及員は給与が十分ではないため他の仕事もしなくてはならない、(5) 普及活動はトップダウンで政府の意向を伝えることが中心で、住民のニーズを把握することは重要視されていない、などを指摘した。

SDC および MARD は、フェーズ2によって得られた成果と教訓を基にフェーズ3を実施する予定である。フェーズ3では、政府主導の森林保護から地域住民主体の森林管理へと移行を

回り、最終的には地域の人々の貧困緩和を目標としている。そのため、普及活動をより重視し、その手段として社会林業や研修を行う予定である。フェーズ 3 は引き続き MARD の監督の下、SDC が資金援助をし、ホア・ビン省などフェーズ 2 と同じ 3 省を対象に 2003 年 1 月 1 日から 2006 年 12 月 31 日まで実施される予定である。

5-3 GTZ

GTZ は Song Da 地域で Social Forestry Development Project (SFDP) を実施している。プロジェクトの目的は Son La 省および Lai Chau 省の農民が自分たちの自然資源を生態学的、経済的、社会的に持続的な方法で管理できるようになることである。実施期間は 12 年間で以下の 4 フェーズに分かれている。最終受渡フェーズとは、プロジェクトの持続性を考慮し、実施機関を中央政府の MARD から Son La 省および Lai Chau 省政府レベルへ移行することを意味している。

オリエンテーションフェーズ	1993 年 4 月～1995 年 3 月
実施フェーズ I	1995 年 4 月～1998 年 12 月
実施フェーズ II	1999 年 1 月～2001 年 3 月
最終受渡フェーズ	2002 年～2004 年

なお、本プロジェクトは以下の 5 つのコンポーネントを含んでいる。

①土地利用計画と土地配分

土地利用・配分に関する伝統的あるいは従来型の意思決定プロセスは現地住民たちによって良く理解されていなかった。SFDP では、PRA 手法で、村落単位で土地利用計画を立て、話し合いを通じて土地の配分内容を決定する。その時に、土地を新たに所有する個人あるいはグループに権利と税金の支払いも含めた義務を明確にする。それによって、土地区分や利用に関して村人同士あるいは地方政府と村人との争いをなくすことがねらいである。結果として、2001 年までに 8,323 ha の土地が 5571 世帯へ配分された。

②村落開発計画

政府サービスの効率化や、関係者のオーナーシップを引き出すため、参加型で村落開発計画手法 (VDP) を策定する。住民は、実施機関とともに彼ら自身の問題について話し合い、優先順位を定め、活動計画を立てる。計画の段階でモニタリングと評価の方法についても住民の意見に耳を傾け、その結果は次のプロジェクトに生かされる仕組みになっている。この村落開発計画は、農業、林業、インフラの 3 分野から構成され、農業普及も含んでいる。GTZ は村落開発計画を SFDP の中心的な役割と位置付けている。2000 年には 300 村がこの手法を用いて計画を立てた。ニーズに応じたプロジェクトを実施するため計画の改訂が毎年行われている。

③コミュニティ林業（社会林業）

Son La 省の省人民委員会にて承認された村落レベルの森林保護規則を確立することが第一のステップである。その後は、規則を基に PRA を用いて村落ベースの森林管理計画を立てる。実施フェーズ I において、村落ベースの森林管理計画の対象地域は 17 村である。

コミュニティ林業を成功させるためには森林管理をするグループに経済的なインセンティブがなければならないとし、例えば、食料不足の地区では農業の生産高向上を優先課題とし、コミュニティ林業はそのための水源確保といった補助的な位置づけになっている。こうした何らかのインセンティブによって農民も参加しやすくなるとしている。コミュニティ林業に成功しているグループには以下の共通点がある。

- ・自ら形成したグループである
- ・グループ内で協力し合える規範を持っている
- ・管理する森林の近くに居住している

また、コミュニティ林業が地域住民に直接的な利益をもたらせるよう、以下の提案をしている。

- ・収入向上を目的とした試験的な活動から開始する。
- ・市場で価値の高いあるいは売れそうな商品を把握し、小規模で活動を始める。
- ・商品と人の市場へのアクセスを確立する。

④農業普及

必要な農業技術は農民が選ぶという考えの下に、1995 年に PRA を用いて普及活動の基本となる 5 年間の村落開発計画（VDP）を策定した。VDP を策定したことによって、よりニーズに応えたサービスを提供できるようになったほか、農民自身も計画に対する責任を感じるようになったと述べられている。また、農民が計画策定に参画したことで農民の能力向上にもつながったとされている。普及活動は、村のリーダー達との討議や農民への講義が中心であった。実施フェーズ II の終了時までには、57 村落で普及活動が展開された。

一方で、普及活動が対象地域それぞれの特徴を考慮しておらず、例えば山岳地帯のニーズに応えることができないなどの傾向が見られた。今後はそれぞれの地域の現状に適し、変化するニーズに臨機応変に対応できるような普及計画を作成することが重要とされている。

⑤訓練と能力向上

実施フェーズ II では 1999 年から、1,500 名以上の参加者を対象に 150 以上の訓練が実施された。訓練は特別なグループを対象とし、村落開発計画やコミュニティ林業に関するワークショップを実施した。

SFDP の CTA（主任技術アドバイザー）で、森林専門家でもある GIZ の Elke Forster 氏の意見では、天然林の更新は植林の約 1/3 の費用ですむと考えられる。ただし、森林の利用に関してしっかりした規則を策定すること、収入向上策も同時に考慮することが必要と考える、とのことであった。現在政府が支給している ha あたり 5 万ドルの補助金は、長期的な効果という観点からは問題であり、森林についても所有権を明確にして住民に分与することがより重要である、との見解であった。これは、森林を分与すると住民はすべて農業地に転換してしまう、

との政府や NGO の懸念とは異にするところである。

5-4 FAO

FAO はベルギー政府から資金援助を受け、1994 年からヴィエトナム北東部に位置する Quang Ninh 省 Hoanh Bo 県にて、参加型流域管理プロジェクト (PWMP) を実施している。第 1 フェーズは 1994 年から 2000 年まで、第 2 フェーズは 2000 年 3 月より開始され 3 年間の予定である。実施機関は Hoanh Bo 県政府である。対象は県内 7 コミューンの 1,100 世帯となっている。

PWMP の目的は、Hoanh Bo 地域の中高地で、低コストで使いやすい参加型流域管理計画と実施アプローチを通じて、測定可能で持続的な自然資源管理を達成し、貧困緩和に役立てることにある。プロジェクトの活動は、(1) 森林管理・保護、(2) マイクロファイナンス、(3) 灌漑施設改修・水管理、(4) 作物・果樹園管理、(5) 牧畜業普及・獣医サービスの 5 分野である。農民にプロジェクトに対するオーナーシップを持たせることをねらいとして、各分野で参加型手法を用いており、農民はニーズの把握からモニタリング・評価にいたるまでの活動に参加している。

森林分野では、特に以下の活動が行われている。

- ・ コミューンを対象とした小規模森林苗畑のつくりかた研修の実施
- ・ 県政府の土地分類・配分作業に対する支援
- ・ 県森林保護局に対する森林保護・開発に係る支援 (例、共同で村落レベルにおける森林保護・開発規則の策定とモニタリング実施など)

普及に関して FAO の話では、国や地方政府の戦略やシステムが整っていないこと、特に関連組織の横の連携がほとんどないことから、円滑な普及活動は難しい。特に、県人民委員会レベルのコミットメントやインプットに左右されることになるが、Hoanh Bo 県の場合には政府から開発に対する支援規模が大きく、農村開発に興味を持っていないことが問題である。普及関連組織について調査が行われたが、その結果複数の組織で重複する業務が行われていたり、まったく行われていない業務があるなど、組織や戦略の見直しが必要である。また、コミュニティーレベルでの啓蒙を行い、県レベルに対して意見が言えるように農民の能力向上を図ることが重要と思われる、とのことであった。

付属資料

- 1 別添資料 2-A：本文 2-4 項（サブセクター毎の現状、課題と政府の取り組み）の図表
- 2 別添資料 2-B：本文 2-5 項（主なドナー・国際 NGO の動向）の図表
- 3 別添資料 2-C：開発課題マトリックス
 - ・ サブセクター毎に現状と課題、対処案、政府およびドナーの取り組みを表にまとめたもの。
- 4 別添資料 2-D：ロジックモデル系図（和・英）
- 5 資料リスト

別添資料 2-A :

本文 2-4 (サブセクター毎の現状、課題と政府の取り組み) の図表

1. 資源の効率化・プログラムの協調

表 1-1 FSSP 組織構成

<p>FSSP の運営・調整は以下の組織により実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ パートナーシップ運営委員会 (Partnership Steering Committee : PSC) ○ 技術管理部会 (Technical / Executive Sub-Committee : TEC) ○ FSSP 調整事務局 (FSSP Co-ordination Office) <p>TEC には政府 (MARD) の局長・副局長レベルの代表 5 名、環境庁の代表 1 名、林業民間セクター代表 1 名の他、ドナーグループの代表が 3 名含まれる (二国間ドナー、多国間ドナー、国際 NGO から各 1 代表)。現在ドイツ、世銀、WWF が委員を務めている。</p>

出所：FSSP 事務局資料および聞き取り調査 (2002 年 7 月)。

表 1-2 個別案件のプロジェクトサイクルとパートナーシップの関わり方

プロジェクト サイクル	パートナーシップとの関わり方
プロジェクト の特定	- プロジェクトの方向性について、TEC に相談する。
案件形成	<p>確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> - 個別案件の上位目標が FSSP プログラム・マトリックスの上位目標と対応している。 - 個別案件の成果が FSSP の枠組み (成果目標) と対応する。 - 個別案件のインパクト (モニタリング) が FSSP の枠組み (成果目標) と対応する。 - FSSP の M&E と個別案件の M&E が矛盾しない。 - 個別案件の予算が FSSP の枠組み (成果目標、あるいはその小項目) に対応している (長期的にはドナー・政府による包括的投資プログラムへと発展する) - アプローチ、手続き、単価基準 (cost norm) の調和化と標準化 (実施の枠組み：ドナーと協議・合意の上、森林セクターマニュアルに記載予定) を適切な範囲で採用する。
査定	- パートナーシップ参加機関により、ピア・レビューを行い、個別案件が FSSP の原則、枠組み、M&E システムなどと矛盾しないことを確認する。
承認	- なし
実施	- Common Work Program にて主な活動日程を共有する。成果、教訓、成功例などを森林セクターマニュアルにて共有する。
モニタリ ング・評価	<p>確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> - FSSP の M&E と個別案件の M&E が矛盾しない。

出所：FSSP 調整事務局資料 (2002 年 7 月)。

注：上記参加形式案がドラフトであること、また FSSP のツール (森林セクターマニュアル、M&E システムなど) が完成していないことから、現時点における個別案件と FSSP との関わりは、個別案件の位置付けを確認する上での FSSP ログフレームの活用と、プロジェクトドキュメント (案) の TEC への提出と意見交換、というレベルに留まっている。

2. 法整備、組織の枠組み整備

表 2-1 主な森林関連法・法令など

番号	日付	名称
法律		
	8/19/1991	Law on forest resources protection and development
	7/14/1993	Law on land
	12/30/1993	Law on environmental protection
	6/22/1994	Law of tax on transfer of land use right
	12/2/1998	Law amending and supplementing a number of articles of the land law
	01/4/2000	Law on amendments and supplements to a number of articles of the law on land use right transfer tax
法令 (Decree, Decisions, and Regulations)		
Decision No. 264-CT	7/22/1992	Policies encouraging investment in forestry development
Decision No. 327-CT	9/15/1992	Policies for the use of bare land, denuded hills, forests, alluvial flats and water bodies
Decree No. 13/CP	1993	Agriculture, forestry and fishery extension
Decree No. 02/CP	1/15/1994	Allocation of forestland to organizations, households and individuals for long-term forestry purposes
Decree No. 39 - CP	5/18/1994	Organization, duties and authority of the forestry protection department
Decree No.01-CP	1/4/1995	Regulation on the allotment of land allocation for agricultural production, forestry and aquaculture by State-owned businesses.
Decision No. 556 - TTg	9/15/1995	Revision and supplement of decision No. 327-CP dated 15th. September 1992
Decision No. 661/1998/QD-TTg	7/29/1998	Objectives, tasks, policies and organization for the implementation of Afforestation of 5 Mill. ha. Program
Decision No. 245/1998-QD-TTg	12/21/1998	Exercise of State managerial responsibility of various level concerning forest and forest land
Decision No.187/1999/QD-TTg	9/16/1999	Renewal of the organization and managerial mechanism at the State forestry farm
Decree No.163/1999-ND CP	11/16/1999	Organizing and leasing forestry land to organizations, households and individuals for stable and long term use for forestry purpose
Decision No.08/2001/QD-TTg	1/11/2001	Regulation on management of special-use forests, protection forests and production forests, which are natural forests
Decision No. 178/2001/QD-TTg	11/12/2001	On the interests and obligations of households allocated, rented and contracted forest and forest land

出所 : ADB, 1999. TA 3255-VIE Draft Final Report Study on the Policy and Institutional Framework for Forest Resource Management. 別添 11 から抜粋。1999 年以降の法令は ISG/MARD ホームページ、林業開発局より入手した法令資料などを元に作成。

表 2-2 森林保護および開発法(1991)改定法案に含まれると予想される主な項目

項目	変更内容/論点事項
森林および林地の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防衛省、警察省などの森林管理・開発に係る役割の明文化。 ・ 未分与・未貸与の林地の管理に係る人民委員会の役割の明文化。 ・ 森林資源調査・モニタリング（毎年実施）の明文化。
森林分与・貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織、世帯、個人に対する保護林（小規模）の分与・貸与を認める。 ・ 組織、世帯、個人に対する特別利用林（小規模）の分与を認める。 ・ 組織、世帯、個人だけでなく、村落も森林分与・貸与の法的主体として認める。
森林の価格 (Forest Price Framework)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の価格設定の枠組み（Forest Price Framework）改定（係数の設定）。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 中央政府が枠組みを設定する。 ➢ 省人民委員会に各地域の実情に応じた価格設定責任を与える。
森林保護・開発基金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府による森林保護・開発基金の設立。
組織再編	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林保護局（FPD）の再編。以下の2案を提案予定。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 森林保護局を森林警察に再編する。 ➢ FPDを組織として残すが、林業開発局（DFD）の責任・機能との重複がないよう FPDの責任・機能を再検討する。

出所：MARD 農業農村開発政策局（聞き取り調査）。改定提案事項の中には、すでに1991年法発効以後の Decision、Decree（2001年発行の Decision 178、Decision 08 など）の中で謳われている事項も含まれている。

表 2-3 林業関連省庁の地方行政組織

省レベル	<ul style="list-style-type: none"> ● 省人民委員会の下に農業農村開発部（DARD）があり、その監督下に林業開発部（Forest Development Sub-department: FDsd）が置かれている。森林保護部（Forest Protection Sub-department: FPsd）は DARD の下ではなく、省人民委員会の直属¹。普及部門は農業と林業が一つの普及センターとして DARD の下に設立されている。林業公社の約9割は省の管轄。
郡レベル	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国423箇所の森林保護ステーション、森林生産・売買が行われている地域には森林産物監督ステーションがある（ともに省 FPsd の監督下）。この他、国立公園の中に森林保護ステーションが設置されており、省 FPsd が技術的指導を行っている。郡人民委員会の農業農村開発課に林業担当官が1～数名置かれるが、農業・灌漑分野を兼任している場合が多く林業に係る活動は限られている。普及部門は、省レベルと同様、農業・林業普及ステーションが一組織として存在。
コミュニケーションレベル	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業・林業・灌漑・農村雇用を担当する職員を1名、人民委員会の下に配属することが法令により義務付けられているが、現実には組織体制は多様。コミュニケーションレベルには常駐の普及員は配置されていない²。

出所：OPD/MARD, 2002. *Organizational System of Forestry Sector and Reform Plan* (Paper presented by Nguyen Van Hien, Director of OPD/MARD at the Donor Conference for the Forestry Sector Support Program)を元に作成。

¹ 法制度上（Decree 39/CP）FPsd は省人民委員会（PPC）の直属の機関として位置付けられているが、MARD/OPD の資料によれば、FPsd は全国43省で PPC 直属、15省では DARD 配下にある。残り3省では FPsd は設置されておらず、森林保護の責任は DARD が担っている。

² 本文 2-4、サブセクター13—訓練・普及の項を参照。

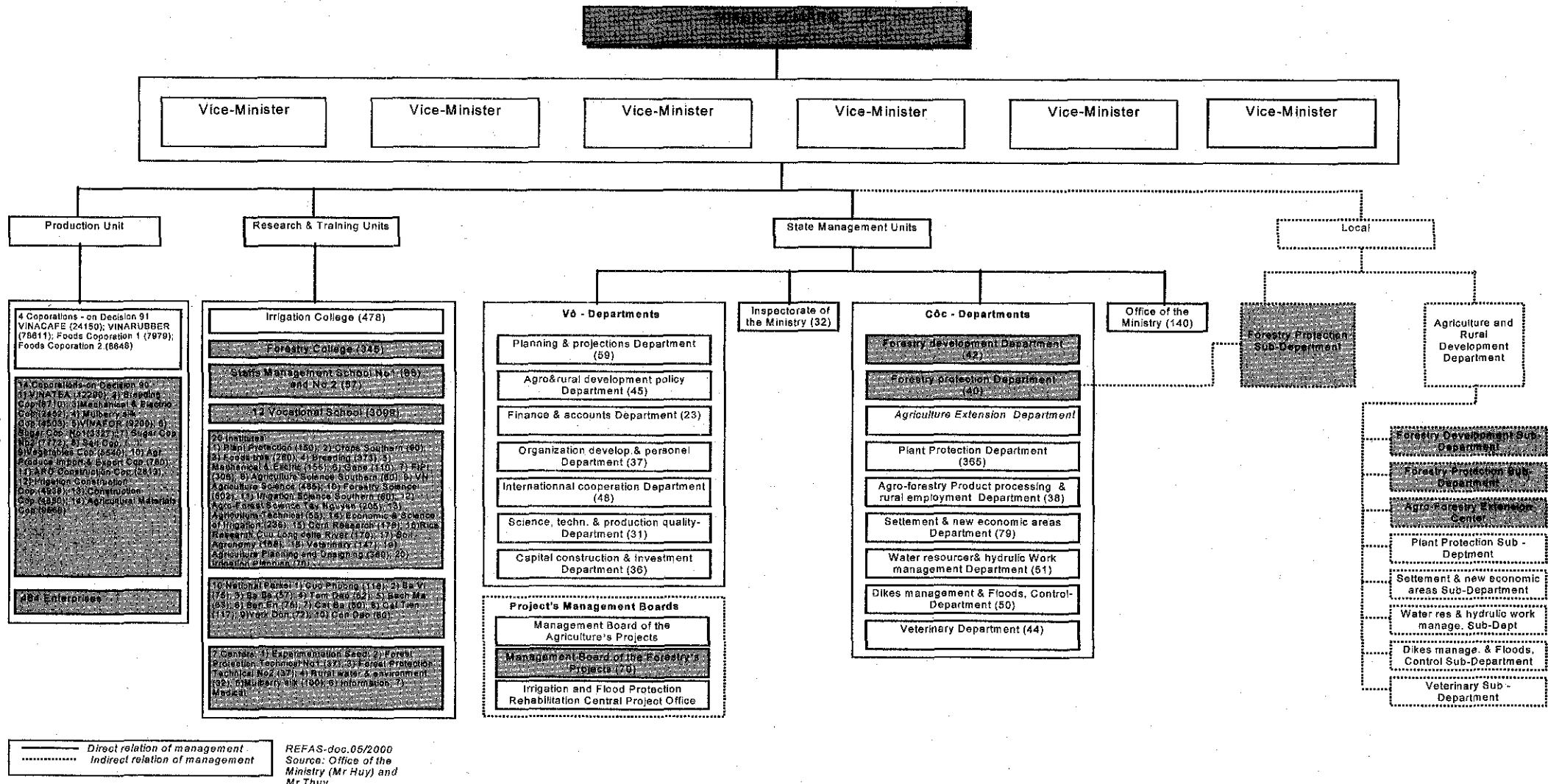


図 2-1 MARD の組織図 (灰色背景は林業関連部署)

表 2-4 省 (Province) レベルの林業関連省庁の業務責任・機能の重複

省レベル「林業開発部」の主な業務 (○は主要業務)	省レベル「森林保護部」の業務と重複する部分
・ 中央で公布された法規のアセスメント・施行	
・ 森林政策、プログラム、プロジェクトの査定、策定、モニタリング	×
・ 植林・伐採の技術的計画の査定、法規に基づく割当量・伐採・輸送の監督	×
・ 苗木生産や森林管理活動の技術的ガイドラインの管理	
・ 森林関連法・規制の実施に関し DARD 局長を支援 (森林保護、林業公社刷新、土地分与など)	×
・ 森林資源調査、森林分類、森林境界確定の監督	×
・ 森林火災、虫害防止などの監督	×
・ ドナー支援森林関連プロジェクトへの協力	
○ 327、661、世界食糧計画 (WFP) などの植林計画の管理・監督	

出所：Asian Development Bank, 1999. TA 3255-VIE Draft Final Report Study on the Policy and Institutional Framework for Forest Resource Management. Annex 6, p.4 を元に作成。その他、郡レベルでは高品質の苗木を提供する業務責任を担う部署が明確でないために、林地の所有者が自ら苗木を生産しなければならない場合が多く、品質と生産性の高い森林を造成することが困難であるとの報告もある³。

3. 林地分類基準/利用計画/林地分与

表 3-1 天然林の分類

区分	種類	
特別利用林	<ul style="list-style-type: none"> 国立公園 自然保全区 文化・歴史・環境林 	
保護林	<u>機能による分類</u> <ul style="list-style-type: none"> 水源林 防風林 沿岸保全林 生態環境保全林 	<u>重要度による分類</u> <ul style="list-style-type: none"> 最重要地域 重要地域
生産林	<ul style="list-style-type: none"> 木材林 (Timber Forest) 竹林 特別林 (シナモン、Amomum、医薬品原料など) 	

出所：Decision No. 08/2001/QD-TTg of January 11, 2001. Issuing the Regulation on Management of Special Use Forests, Protection Forests and Production Forests, which are Natural Forests. (http://www.isgmard.org.vn/Information%20Service/Legal%20docs/Forestry/08_QD_TT.asp) より作成。

³ REFAS, 2002. Report by Dr. Hoang Kenh, on organisation of forest management and development at district level.

表 3-2 土地利用計画策定に係る課題

地方レベルの土地利用計画の策定プロセス	<ul style="list-style-type: none"> 省レベルで策定される土地利用計画は、概括的・規範的なものが多い。 トップダウンアプローチで作成される傾向がある。 マクロレベルの土地利用計画と、ミクロレベルの土地利用計画がうまくリンクしていない。
環境保全に係る配慮	<ul style="list-style-type: none"> マクロレベルの土地利用計画策定において、環境保全の観点が十分に反映されていない(例: 重要な水源地域の保全など)。
計画の重複・相互矛盾	<ul style="list-style-type: none"> 農業セクター・森林セクターの土地利用計画が重複・相互矛盾している場合がある。 森林セクター内での土地利用計画が重複している場合がある。
長期的視野の欠如	<ul style="list-style-type: none"> 短期的便益が優先され、需要予測が欠如している場合が多い。
データ不足	<ul style="list-style-type: none"> 既存データが不足している。データ収集のための資源が不足している。
地図の精度	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用計画、森林分与などに必要な1万分の1、2万5千分の1縮尺の地図がない場合が多い。
モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用計画の実施のモニタリングに関して法的な基準がない。

出所: MARD, 2001. *Five Million Hectare Reforestation Program Partnership Synthesis Report* を元に作成。

表 3-3 土地分与に係る課題

土地分類/境界線	<ul style="list-style-type: none"> 主として土地の傾斜により林地と農地の区分がなされるので、実際の土地利用との剥離が大きい(農業に使われている土地が、書類上は林地に分類されている例、逆に林地が農地に分類されている例が多い)。 コミュンレベルでの森林区分(特別利用林、保護林、生産林)が不明確。現場でデマーケーションが行われていない場合も多い。
森林分与 vs. 森林保護契約	<ul style="list-style-type: none"> 林業公社(FE)に分与されている林地は、FEが自ら管理できる規模を超えている場合が多い。しかし解決策としては、住民への土地の再分与ではなく森林保護契約が利用されている場合が多い。 生産林の住民への直接分与は非常に限られている。裸地は分与後の植林・保護などの作業を要するが、成功例は少ない。
分与過程	<ul style="list-style-type: none"> 土地分与のプロセスは時間がかかる。 住民自らの意思で申請するのではなくトップダウン式に与えられている。 土地分与に計上される国家予算が少ない。 職員の専門技術、測量機材ともに不足している。
土地利用計画	<ul style="list-style-type: none"> 土地分与の基礎となるコミュンレベルおよび村落レベルの土地利用計画がない場合が多い(本文2.4項サブセクター3参照)。
共同土地管理(利用)権	<ul style="list-style-type: none"> 村落、コミュニティーによる共同土地管理(利用)が法制度上認められていない。
公平性	<ul style="list-style-type: none"> 多くの土地が警察、軍隊、森林公社に分与された。 脆弱世帯に質の低い、分散した土地が分与され、裕福な世帯に質の高い、広い土地が分与される傾向がある。 土地利用証書は通常、男性世帯主に発効される。

出所: MARD, 2001. *Five Million Hectare Reforestation Program Partnership Synthesis Report* および Asian Development Bank, 1999. *TA 3255-VIE Draft Final Report Study on the Policy and Institutional Framework for Forest Resource Management* を元に作成。